

# 第28回北斗市農業委員会総会議事録

令和3年 6月24日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和3年 6月24日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	出席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について</p> <p>議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第 8 号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第 9 号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第 10 号 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

## 第28回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和3年 6月24日 午後 1時30分

- |       |  |          |
|-------|--|----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |          |
| 日程第 2 | 会期の決定について                                    |          |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について                           | (報告第1号)  |
| 日程第 4 | 土地の現況証明書の交付について                              | (議案第1号)  |
| 日程第 5 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について              | (議案第2号)  |
| 日程第 6 | 農地法第3条の規定による許可申請について                         | (議案第3号)  |
| 日程第 7 | 農地法第5条の規定による許可申請について                         | (議案第4号)  |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第5号)  |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について   | (議案第6号)  |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について  | (議案第7号)  |
| 日程第11 | 農地移動適正化あっせんの申出について                           | (議案第8号)  |
| 日程第12 | 土地の現況証明調査委員の指名について                           | (議案第9号)  |
| 日程第13 | 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について                 | (議案第10号) |

## 第 28 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 3 年 6 月 24 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	3 件
2	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	3 件
3	議案第 2 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	4 件
4	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
5	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
6	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定 について	会長	決定	4 件
7	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定につ いて	会長	決定	12 件
8	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定につ いて	会長	決定	1 件
9	議案第 8 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	6 件
10	議案第 9 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
11	議案第 10 号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について	会長	決定	1 件

## 第28回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>それでは、第28回北斗市農業委員会総会に御出席くださいます。ありがとうございます。</p> <p>日本全国で、遊休農地がどんどん増えている時代でございます。やはり、後継者不足、高齢化、若い人、後継ぎがないということで、国の方針で農地集約計画等の厳しさがあまして、いろいろと法律に明記して耕作放棄地に歯止めをかけたいと農水省では考えているらしいです。そして、北海道に対してもその伝達が来て、将来像を示す計画、これが市町村に対して強く求めてくることであろうかと思えます。</p> <p>そんな中で、市長には農業委員の構成というものに対して、仕事がどんどん増えていくと、いらぬ仕事が増えていくから何とかしてほしいということを申し上げている次第でございますが、いいような回答が返ってきません。それに対して、皆さんから常日頃言われている対価に対する要望も一応伝えてはいますが、回答があまりいい返事ではないということで、一言皆さんにお知らせしておかななくてはならないと。ただ、農業委員もこれからいろいろと農家が少なくなる中で、国の人・農地プランの見直しということをしていくと思えます。先ほど申したとおり、農業委員の使命でいろいろと仕事が多くなり大変な時代が来ると思えます。そんな中で、残任期間が残すところ何か月もございませぬけれども、どうかひとつ皆さん頑張ってくださいと思います。また、日報のほうも整理して提出のほどよろしく願い申し上げます。そんな中で、陰で局長はじめ職員にはいろいろと難題がたくさん集積してございまして、<b>個人名</b>の賃貸借の問題その他、次の農家への貸し付けなどで大変苦労している次第でございます。そんな中で、事務局は何をしているのかというと、陰の见えない部分で頑張っているということで、ひとつ理解をしていただきたいと思えます。先ほども言いましたが、局長もかなりハンカチで汗を拭いていたようでございますので、その辺をひとつよろしく願いして理解していただきたいと思えます。やはり、農家専属の職員であればかなり違うんですけども、そんな中で局長も頑張っているということで御理解のほどよろしく願いしたいと思えます。</p> <p>ちょっと、挨拶が長くなりましたけれども、本日は報告1件、議案10件であります。</p> <p>御審議のほどよろしく願い申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>本日は、全委員が出席しております。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事につ</p>

	<p>いては和田会長が進行いたします。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
日程第1 議 長	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号6番加藤隆委員、議席番号7番山本正人委員の両名を指名いたします。</p>
日程第2 議 長	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
日程第3 議 長	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、渡島総合振興局大野監督員詰所より西側などの農地でございます。番号2につきましては、ホワイト歯科クリニックより西側の農地でございます。番号3につきましては、中野会館より南側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 4番落合委員。</p>
落合委員	<p>3番の個人名という方の年齢はいくつのなるのですか。</p>

議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。住所が北斗市にないものですから、年齢まではこちらのほうで把握するのは難しい状況になっております。以上です。
議 長	5 番時田委員。
時田委員	6 1 歳です。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	<p>日程第 4 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々木秀樹委員より報告をお願いいたします。
佐々木委員	<p>調査日が、令和 3 年 6 月 1 0 日。調査委員が、私と山本さん、笠原さん、椛澤さんの計 4 人。それと事務局の 2 人、計 6 人で回ってまいりました。</p> <p>番号 1 の<sup>個人名</sup>の件ですが、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号 2 の<sup>個人名</sup>の件ですが、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号 3 の<sup>個人名</sup>の件ですが、当該地は申請のとおり農地として認定するので、今後 1 0 年程度は畑として利用してもらいたい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 5 議 長	<p>日程第 5 議案第 2 号「農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>



	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、番号1から番号3までの案件につきましては、この後の議案第6号（賃貸借）の決定において御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、大工川会館より北側の農地で、所有する農地などを本年2月に新規就農した方に売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、北海道新幹線延伸工事に伴い新たな工事用資材置場が必要となったことから、新設線路用地に隣接する農地について転用申請されたものでございます。 なお、申請された農地のほか、隣接する原野や宅地などの農地以外も含めた土地を借用し工事用資材置場として使用することを伺っております。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号 1 につきましては、メイホク食品株式会社より西側などの農地、番号 2 につきましては清水川会館より南側の農地でございます。2 件とも農地保有合理化事業を活用し北海道農業公社と賃貸借契約しておりましたが、契約終期である来年 1 月を待たずに売買を行うこととなったものでございます。番号 3 につきましては、添山会館より北側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 4 につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。平成 29 年 2 月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 9 議 長	<p>日程第 9 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 12 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号 1 及び番号 2 につきましては、新函館北斗駅より北側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 3 につきましては、総合分庁舎より北東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 4 につきましては、大野中学校より南側の農地で、労働力不足のため規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号 5 につきましては、細入会館より東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 6 につきましては、北海道立道南農業試験場より東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 7 につきましては、大野中学校より南側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>なお、番号 8 から番号 12 までにつきましては、継続で引き続き賃貸借するものですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 10 議 長	<p>日程第 10 議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	事務局長より説明があります。

事務局長	<p>御説明いたします。          本件に関しましては、北海道水田発祥の地碑より東側などの農地で、引き続き10年の期間を設定し使用貸借するものでございます。          以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第11 議長	<p>日程第11 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。          番号1から番号6までを一括上程いたします。          事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。          番号1につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号9番中川哲委員、補助委員として齊藤介男推進委員を。番号2から番号6につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号8番佐々木敬子委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を指名することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。          あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
日程第12 議長	<p>日程第12 議案第9号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。          事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。          議席番号3番岡村栄士委員、議席番号9番中川哲委員、議席番号10番吉田勝幸委員、議席番号13番椛澤健一委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p>

<p>日程第13 議長</p>	<p>日程第13 議案第10号「北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 近年、北斗市やその近郊は、気候や土壌、地形などが醸造用ぶどうの栽培適地として注目が集まり、醸造用ぶどう栽培の新規参入者や新規のワイナリー設立希望者が増えております。皆さんも御承知のとおり、北斗市においては[会社名]が三ツ石地区に、[会社名]など3法人が文月地区に農地を取得し、醸造用ぶどう栽培を行っております。</p> <p>市では、今後における醸造用ぶどう栽培やワイン振興を図るため、北斗市農業の持続的発展や進むべき方向を示した「北斗農業振興地域整備計画書」に醸造用ぶどうに関する事項を位置付けすることとしております。その内容ですが、皆さんにお配りしております「北斗農業振興地域整備計画書」の4ページ中段に、「畑作を中心としている文月・向野地区では、醸造用ぶどうの栽培が平成24年より始まっている。近年のワインブームにより日本ワイン・国産ワインの需要が高まりを見せている中、これを契機として、近年増加している醸造用ぶどう生産のさらなる拡大を、地区の農地の特徴である緩やかな傾斜を最大限に利用して栽培…（「ページがない」と呼ぶ者あり）</p>
<p>議長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(午後 2時10分 休憩)</p> <hr/> <p>(午後 2時26分 再開)</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>貴重なお時間を頂戴いたしまして、大変申し訳ございません。私の確認不足でございます。以後、このようなことがないように徹底してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>改めて、御説明いたします。 近年、北斗市やその近郊は、気候や土壌、地形などが醸造用ぶどうの栽培適地として注目が集まり、醸造用ぶどう栽培の新規参入者や新規のワイナリー設立希望者が増えております。皆さんも御承知のとおり、北斗市においては[会社名]が三ツ石地区に、[会社名]など3法人が文月地区に農地を取得し醸造用ぶどう栽培を行っております。</p>

す。

市では、今後における醸造用ぶどう栽培やワイン振興を図るため、北斗市農業の持続的発展や進むべき方向を示した、北斗農業振興地域整備計画書に醸造用ぶどうに関する事項を位置付けすることとしております。その内容につきましては、先ほどお配りしました、北斗農業振興地域整備計画書の4ページをお開きください。その中ほどに赤字で書かれていますが、畑作を中心としている文月・向野地区では、醸造用ぶどうの栽培が平成24年より始まっている。近年のワインブームにより日本ワイン・国産ワインの需要が高まりを見せている中、これを契機として近年増加している醸造用ぶどう生産のさらなる拡大を、地区の農地の特徴である緩やかな傾斜を最大限に利用して栽培を振興することで、地区のブランド化を図る。また、後継者・担い手不足の解消方法の一助とする」としております。また、別冊の北斗市文月・向野地区活用構想において詳細に述べているところがございますので、後ほど御覧いただければと思います。

この地域資源を有効活用することによる地場産業の活性化やワイナリーによる観光交流人口の増加が期待できることなど、北斗市にとって様々な相乗効果を生むものであることから、行政としてできる限りの支援を進めるため本計画の変更を行うものでございます。

この農業振興地域整備計画を変更するときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとなっておりますので御提案するものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

12番山田委員。

山田委員

確かに、いい計画だと思いますけれども。実は、今月の16日に巡回指導を行いました。私、それに参加しましたがけれども、それに出たワイン畑が賃貸で借りているワイナリーですが、そこは全く手が付けられておりませんでした。そして柳も、何年も手が付けられなかったために柳もおがっています。こういう取得した会社であれば認めてもいいと思いますけど、賃貸で借りている分は何か積極的でないというか、責任がないというかそういう感じがありますので、そこら辺をもうちょっと十分監視したほうがいいんじゃないかと思っております。

議長

事務局長

事務局長

今、山田委員さんがおっしゃられました巡回指導で見た場所なんですけれども、**会社名**が農地のほうを借りているという状況でございます。農地所有適格化法人ではなく、解約条件付き法人ということでその土地を借りている法人でございます。**会社名**のほうに話を聞きますと、コロナの影響でちょっと資金繰りという部分で難しい面があったということ、昨年までこちらのほうで作業をする方がいたんですけども途中で辞められたというお話も聞いております。そ

れで、今のような状況になったということでございます。新たな方が、今月に北斗市のほうに入りまして借り受けしている土地をきちんと耕作するというお話を聞いておりますので、今後につきましても農地巡回指導などや、事務局においても現地確認をして、状況確認なり指導なりというものを今後行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

1 2 番山田委員。

山田委員

企業が、平成に入ってから国で農地の取得を認めたり、農業に参入するのを認めたわけですけど、もうちょっと、何て言ったらいいかな、やる気があるんだったら先手打って、責任もってきちっとしたやり方でやってほしい、そういう指導をしてほしいと思います。要するに、コロナだとか何だとかというのは屁理屈だよな、資金繰り厳しいとか何とかと言うのは。それは、みんな同じなんだよ。以上です。

議 長

一応、巡回等でこのような問題があれば、皆さんが把握できるために、今みたく言っていたきたいと思います。知らない人は知らないということもあろうかと思っておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。

議 長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。  
これもちまして、第28回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労様でございました。

(午後 2時35分 閉会)

会長（議長） 和田 勝 雄

署名委員 加 藤 隆

〃 山 本 正 人